

◎新潟県告示第911号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年8月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成30年8月10日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼郡湯沢町大字湯沢字清水田 292番13の内	4.50	26.40